

# 広域連携について

## 広域連携のあり方の見直しについての視点（案）

広域連携のあり方の見直しを検討するに当たり、以下のような視点が考えられるのではないか。

1 平成の合併後の広域連携のあり方に関する視点

2 一部事務組合・広域連合のガバナンスに関する視点

3 一部事務組合・広域連合に対する住民の意向の反映に関する視点

4 一部事務組合・広域連合の機能と区分のあり方に関する視点

## 1 平成の合併後の広域連携のあり方に関する視点

- 平成の合併が一区切りとされる中で、今後、基礎自治体のあり方については多様な選択肢を用意する必要があるが、その一つとして広域連携の仕組みを活用する観点から、現行制度の見直しが必要ではないか。
- 市町村合併の進展により、一般的には、基礎自治体の行財政基盤は強化されている。他方、現在も小規模町村は多くあり、その置かれた状況は多様である。検討に当たっては、これらの状況を念頭に置くべきではないか。
- 基礎自治体自らが多様な選択肢から最適な仕組みを選ぶことを前提としつつ、基礎自治体間の広域連携についての広域自治体（都道府県）の役割をどのように考えるか。
- 現行制度（参考1-2）にとらわれない基本的な見直しとして、どのようなものが考えられるか。

### 【参考】

#### ○ 第2回・第5回地方行財政検討会議における発言要旨

「基礎自治体をどのように強くしていくのか、基礎自治体間の広域連携の手法について、多様な方法でやりやすくしてもらえれば、小さい自治体も力がついてくるのではないか。」

#### ○ 平成の合併による市町村数等の変化

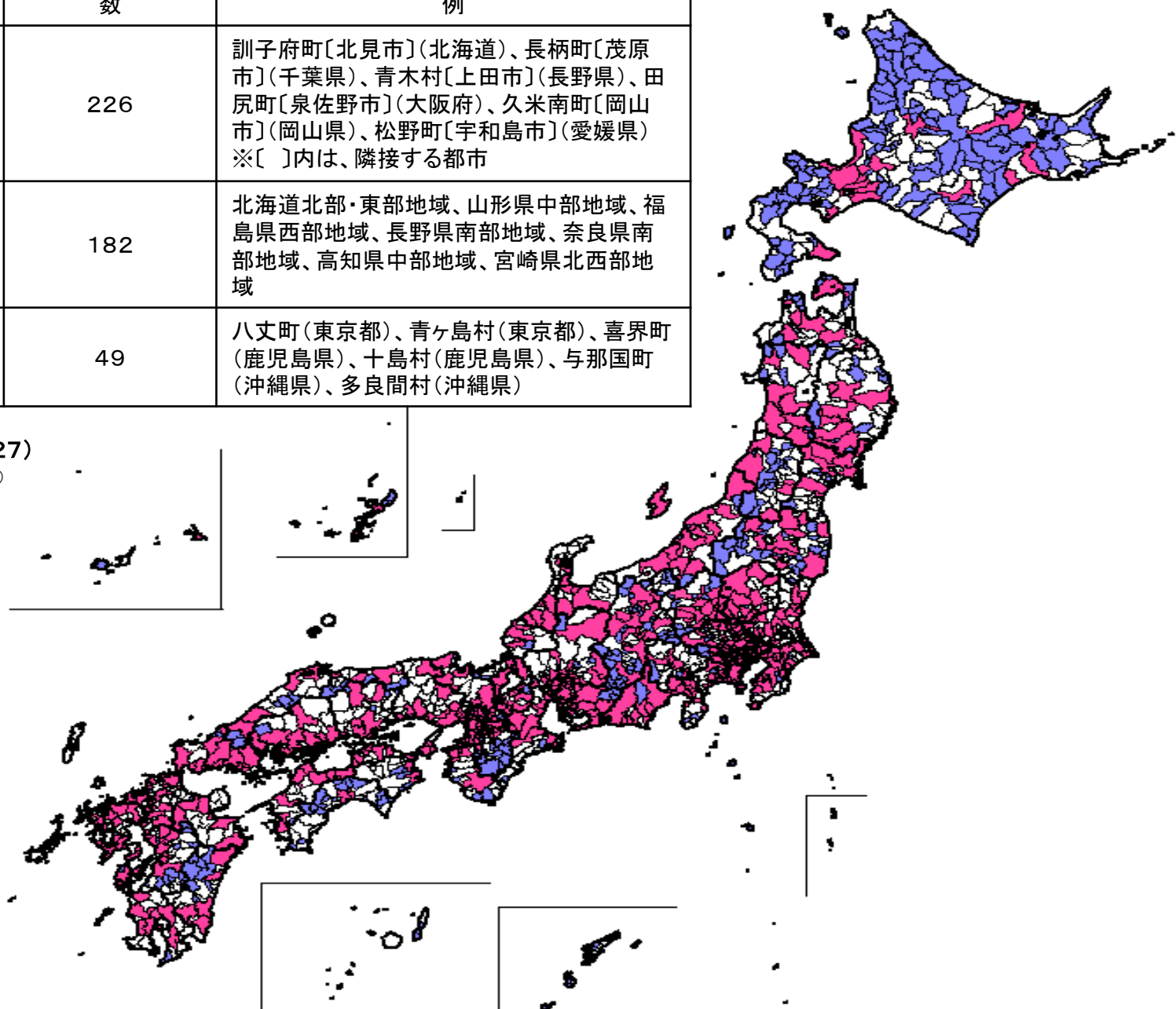
| 区分                     | H11. 3. 31 | H22. 3. 31 |
|------------------------|------------|------------|
| 市町村数                   | 3, 232     | 1, 727     |
| 人口1万人未満                | 1, 537     | 457        |
| 平均人口(人)                | 36, 387    | 69, 067    |
| 平均面積(km <sup>2</sup> ) | 114. 8     | 215. 4     |

# (参考1-1) 平成の合併後の市町村の状況 (平成22年3月31日現在)

○ 類型別の人口1万人未満の市町村

| 類型  | 数   | 例  |
|---|-----|--|
| 都市の周辺に点在するもの                                      | 226 | 訓子府町〔北見市〕(北海道)、長柄町〔茂原市〕(千葉県)、青木村〔上田市〕(長野県)、田尻町〔泉佐野市〕(大阪府)、久米南町〔岡山市〕(岡山県)、松野町〔宇和島市〕(愛媛県)<br>※〔 〕内は、隣接する都市 |
| 各圏域の周辺部に連なっているもの(各都道府県内において、都市とは連たんしない一群をなしているもの) | 182 | 北海道北部・東部地域、山形県中部地域、福島県西部地域、長野県南部地域、奈良県南部地域、高知県中部地域、宮崎県北西部地域  |
| 離島など地理的に他の地域と隔たりのあるもの                             | 49  | 八丈町(東京都)、青ヶ島村(東京都)、喜界町(鹿児島県)、十島村(鹿児島県)、与那国町(沖縄県)、多良間村(沖縄県)   |

市町村数: 786市757町184村(計1,727)  
うち人口1万人未満(平成17国調): 457市町村(うち合併済み30)



- 1万人未満
- 5万人以上
- 上記以外

# (参考1-2) 広域連携の仕組みと運用 (概要)

|                  | 共同処理制度           | 制度の概要   | 運用状況 (H20.7.1現在)   |
|------------------|------------------|---|--|
| 法人の設立を要しない簡便な仕組み | 協議会              | 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。<br>地方自治法の一部を改正する法律案(平成22年3月5日閣議決定)では、行政機関や内部組織などの共同設置を可能に。  | ○設置件数: 284件<br>○主な事務: 広域行政圏計画の策定等122件(43.0%)、小中学校の運営など教育関係87件(30.6%)、環境衛生20件(7.0%)                 |
|                  | 機関等の共同設置         | 地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。   | ○設置件数: 407件<br>○主な事務: 介護保険認定審査142件(34.9%)、公平委員会116件(28.5%)、障害区分認定審査108件(26.5%)                     |
|                  | 事務の委託            | 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。  | ○委託件数: 5,109件<br>○主な事務: 公平委員会1,169件(22.9%)、住民票等の交付936件(18.3%)、競艇838件(16.4%)                        |
| 別法人の設立を要する仕組み    | 一部事務組合           | 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。   | ○設置件数: 1,664件<br>○主な事務: ごみ処理422件(25.4%)、し尿処理386件(23.2%)、消防297件(17.8%)、救急295件(17.7%)、火葬場233件(14.0%) |
|                  | 広域連合             | 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。           | ○設置件数: 111件<br>○主な事務: 後期高齢者医療49件(44.1%)、介護保険47件(42.3%)、広域行政圏計画の策定等30件(27.0%)、障害者福祉28件(25.2%)       |
|                  | 地方開発事業団          | 地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。   | ○設置件数: 1件  |
|                  | 全部事務組合<br>役場事務組合 | 全部事務組合: 町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。<br>役場事務組合: 町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 | ○昭和35年以降<br>活用例なし  |

地方自治法の一部を改正する法律案(平成22年3月5日閣議決定)では、廃止。

(注) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

# (参考1-3) 制度の運用状況 (方式別)

- 方式別の活用状況は、事務の委託が最も多く、その件数は5,109件で全体の67.4%を占めている。これに次いで多いのは、一部事務組合の1,664件(22.0%)、機関等の共同設置の407件(5.4%)となっている。
- 一部事務組合の設置件数は、昭和49年以降すう勢的に減少している。これは、主に複合的一部事務組合制度の創設(昭和49年)や、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するため平成7年に制度が創設された広域連合に既存の一部事務組合が統合等されたためと考えられる。また、平成の合併以降、減少傾向に拍車がかかっている。
- 広域連合は、介護保険制度(平成12年)の事務を行う広域連合の設立や、後期高齢者医療制度(平成19年)において保険者として位置づけられる広域連合の設立もあり、設立件数が100件を超えている。

図 方式別割合 (平成20年7月1日現在)

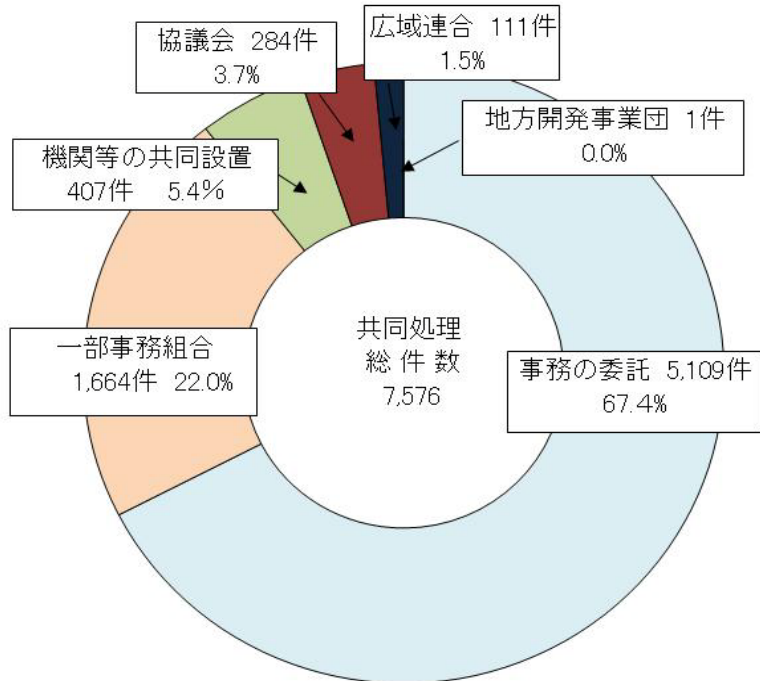
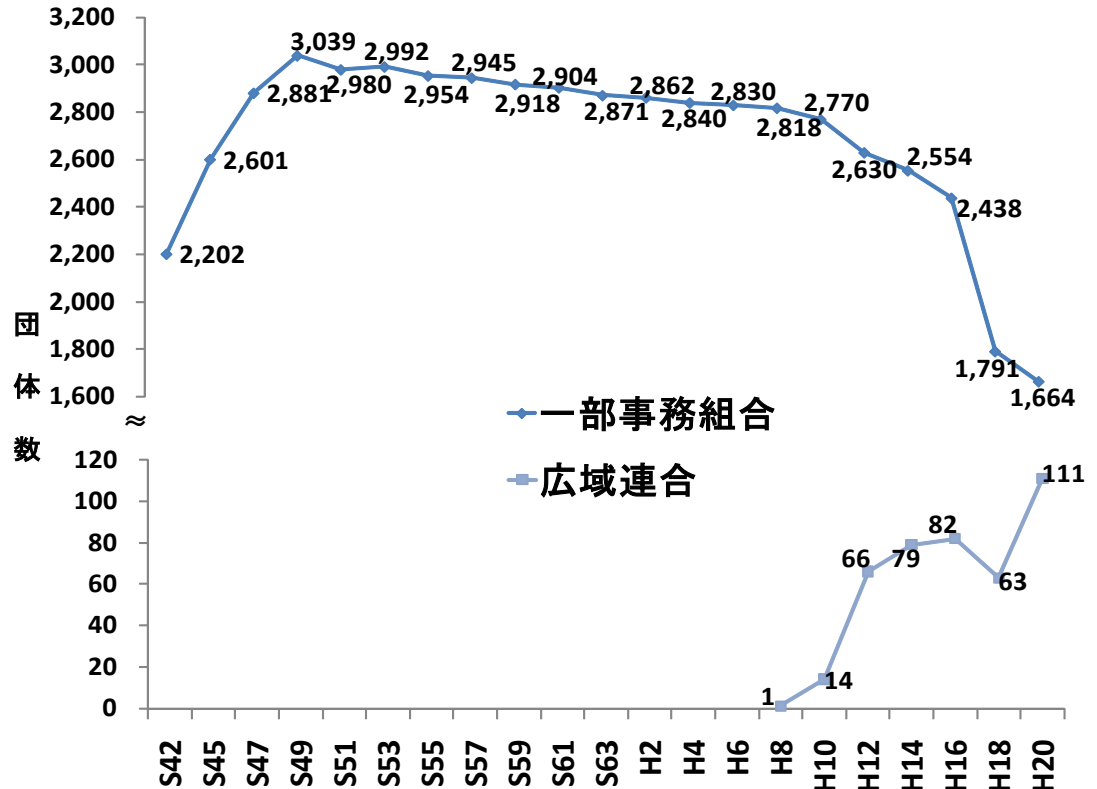


図 一部事務組合及び広域連合設置数の推移



## 2 一部事務組合・広域連合のガバナンスに関する視点

- 一部事務組合・広域連合の性格に応じたガバナンスのあり方をどのように考えるか。検討に当たっては、①一部事務組合・広域連合の組織体制、②住民の監視、③構成団体の関与といった観点があるのではないか。
- 一部事務組合・広域連合については、機動的な意思決定が困難であるといった意見があるが、これをどう考えるか。
- 理事会制及び特別議決制（現行では複合的一部事務組合についてのみ採用可）を採用できるようにすべきとの意見があるが、これをどのように考えるか。
- そもそも、一部事務組合・広域連合の組織の基本構造について、議会と長（管理者）の二元構造を必須のものとするか。議決機関と執行機関との一元化が考えられるか。
- 議決機関と執行機関とを一元化する場合には、マネージャー制等の導入も考えられるか。また、現行制度における議会の権能（住民の権利を制限し義務を課す条例の制定、執行機関の監視等）をどのように考えるか。

### 【参考】

- 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議「地域主権改革に対する緊急提言」（平成22年5月20日）（抜粋）

関西広域連合（仮称）の設立後においては、各構成団体の意向を踏まえた円滑な運営を行うため、現行地方自治法の抜本的な改正を待つのではなく、先行し、以下の項目について現行法の改正を行うこと。

- ① 執行機関における理事会制の導入
- ② 広域連合議会における一部事務のみ参加する構成団体に係る議案の議決方法の特例の導入
- ③ 国に対して事務・権限の移譲を要請する場合における各構成団体の意向の反映

# (参考2-1) 一部事務組合制度の運用状況①

## 共同処理についての地方公共団体の意見

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 共同処理の課題 | 63.0% | 特に課題はない  |
|         | 30.9% | 課題あり(大半が一部事務組合又は広域連合を活用している場合についての意見)            |
|         | 54.5% | <u>機動的な意思決定が困難</u><br>(各議会を経ることの時間的ロス、事務的な調整の手間) |
|         | 42.8% | <u>全構成団体の協議を調えることが難しい</u><br>(団体間の意見の調整に手間がかかる)  |
|         | 15.0% | 構成団体から事務処理にあたって必要な情報を把握するのが困難                    |
|         | 8.9%  | 住民の意向を反映しにくい                                     |
|         | 8.5%  | 責任の所在が不明確  |
|         | 7.7%  | 地域の実態に即した事務処理を行いにくい                              |
|         | 12.5% | その他  |

※ 「市町村における事務の共同処理の実施状況調査」(平成20年7月1日現在・総務省)より。(人口区分に応じて全250団体を抽出し、書面調査を行ったもの。)



## (参考2-2) 一部事務組合制度の運用状況②

### 議会の議員・執行機関の選任方法

- 議会の議員 構成団体の議員の中から選任する組合 (1,001組合 (60.2%))  
構成団体の長・議員以外の者の中から選任する組合 (99組合 (5.9%))  
※ 山林等を管理する組合で、山林等の地権者から組合議会の議員を選任するものが多い。  
構成団体の長の中から選任する組合 (86組合 (5.2%))  
複数の方法の組み合わせにより選任する組合 (462組合 (27.8%))
- 管理者 構成団体の長の中から選任 (1,490組合 (92.5%))
- 監査委員 一部事務組合の議員の中から選任 (130組合 (7.9%))  
構成団体の監査委員の中から選任 (87組合 (5.3%))  
複数の方法の組み合わせにより選任する組合 (1,277組合 (77.5%))

### 情報公開

- 情報公開条例制定組合数 623 (39.6%)

参考：情報公開条例制定普通地方公共団体数 1,771 (99.8%)

### 複合的一部事務組合の設置状況

- 設置数 241 (構成団体数：1,952)
  - うち 議決方法の特例を定めているもの 92 (38.2%)  
※ 特別議決の方法としては、一部の構成団体のみに係る事務に関する議決について、全体の議員の過半数の賛成に加え、当該団体から選出された議員の過半数の賛成を要するものなどがある。
  - 理事会制を採用しているもの 54 (22.4%)  
※ 理事会制を採用しているもののほとんど (52組合) は、構成団体の長を理事とするものである。

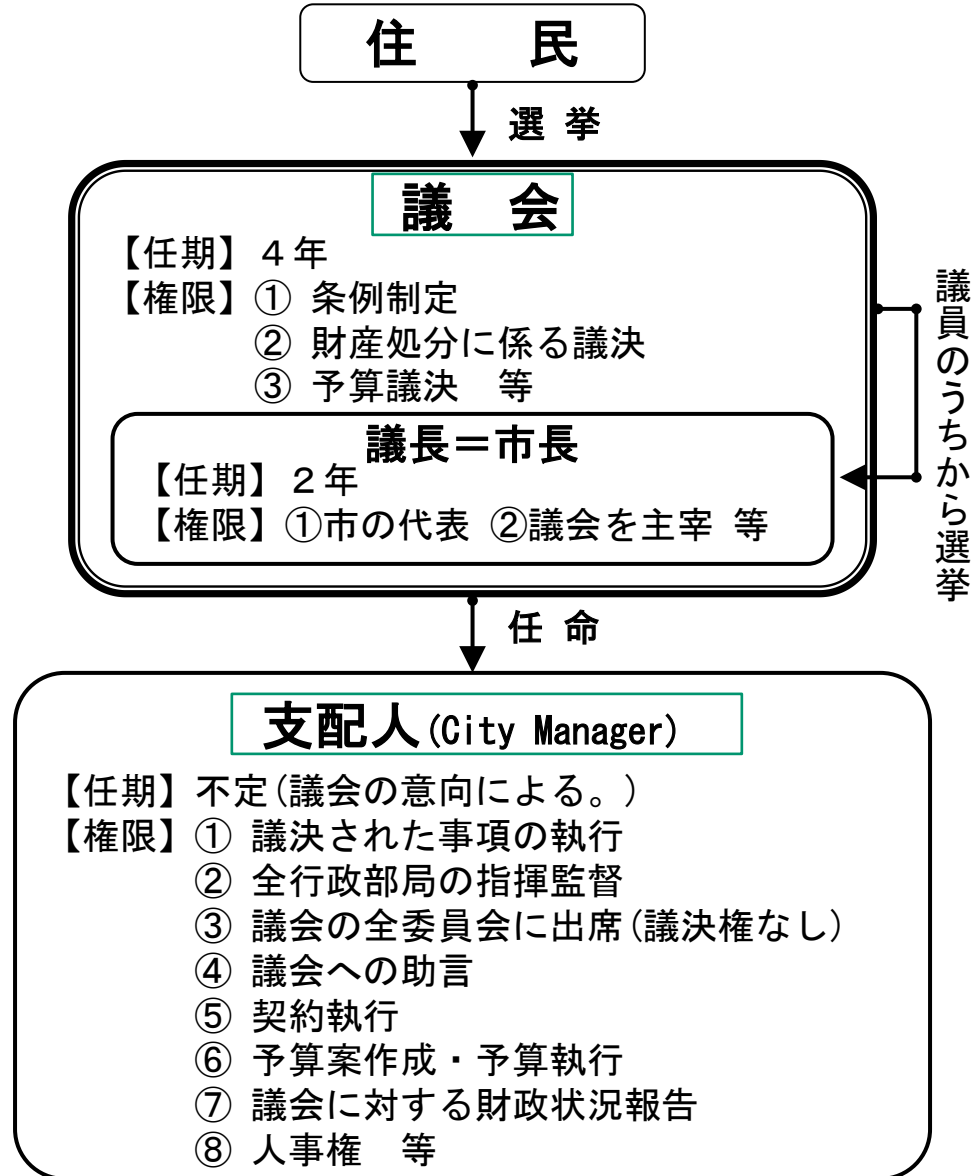
## (参考2-3) 一部事務組合等と地方開発事業団・地方独立行政法人との比較

| 区 分         |        | 一部事務組合・広域連合<br>(地方自治法)  | 地方開発事業団<br>(地方自治法)  | 地方独立行政法人<br>(地方独立行政法人法)   |
|-------------|--------|---|---|---|
| 設立目的・事務の範囲等 |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の事務の一部を処理(一部事務組合)</li> <li>地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるもの及び国又は都道府県から移譲を受けた事務を処理(広域連合)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の総合的な開発計画に基づく次の事業で地方公共団体の事務に属するものを総合的に実施</li> <li>住宅、工業用水道、道路等の施設の建設</li> <li>上記施設の用地、工場用地等の取得又は造成</li> <li>土地区画整理事業に係る工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のない事業で、次のものを実施</li> <li>試験研究</li> <li>大学等の設置・管理</li> <li>公営企業の経営</li> <li>社会福祉事業の経営 等</li> </ul> |
| 設立手続        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の議決を経てする協議により規約を定めて設置</li> <li>総務大臣又は都道府県知事の許可</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>総務大臣又は都道府県知事の認可</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の議決を経て定款を定めて設立</li> <li>同左</li> </ul>  |
| 組 織         |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>議会一管理者(長)(選任方法は規約で規定)<br/>※ 複合的一部事務組合には、管理者に代えて理事会を置くことができる。</li> <li>監査委員(選任方法は規約で規定)</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>理事会(理事長・理事)(選任方法は規約で規定)</li> <li>監事(選任方法は規約で規定)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長(設立団体の長が任命)、理事(理事長が任命)</li> <li>監事(設立団体の長が任命)</li> <li>会計監査人(設立団体の長が選任)</li> </ul>                                    |
| 設立団体との関係    | 事業目標   | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>設置団体は、議会の議決を経てする協議により、事業計画を決定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>設立団体の長は、議会の議決を経て、中期目標を設定</li> <li>法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受ける。</li> </ul>  |
|             | 予算・決算等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者(長)は、予算・決算について議会の議決を求めようとするとき、あらかじめ構成団体の長に通知。議決の結果についても構成団体の長に通知</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>理事会の議を経て予算を作成し、設置団体の長に報告</li> <li>理事会の議を経て決算を作成し、監事の意見を付けて設置団体の長に提出</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に基づき年度計画を定め、設立団体の長に届出</li> <li>財務諸表、事業報告書、決算報告書について、監事の意見を付けて設立団体の長の承認を受ける。</li> </ul>                               |
| 条例制定権       |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>あり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>なし(理事会に事業団規則の制定権あり)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>  |
| 主な財源        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>構成団体の分賦金、組合が起こす地方債</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>設置団体の負担経費、事業団が起こす地方債</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>設立団体からの運営費交付金、法人が設定する料金(上限は設立団体の長が認可)</li> </ul>   |
| 件 数         |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1,664件(一部事務組合)、111件(広域連合)<br/>(H20.7.1現在)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1件<br/>(H20.7.1現在)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>82件<br/>(H22.4.1現在)</li> </ul>   |

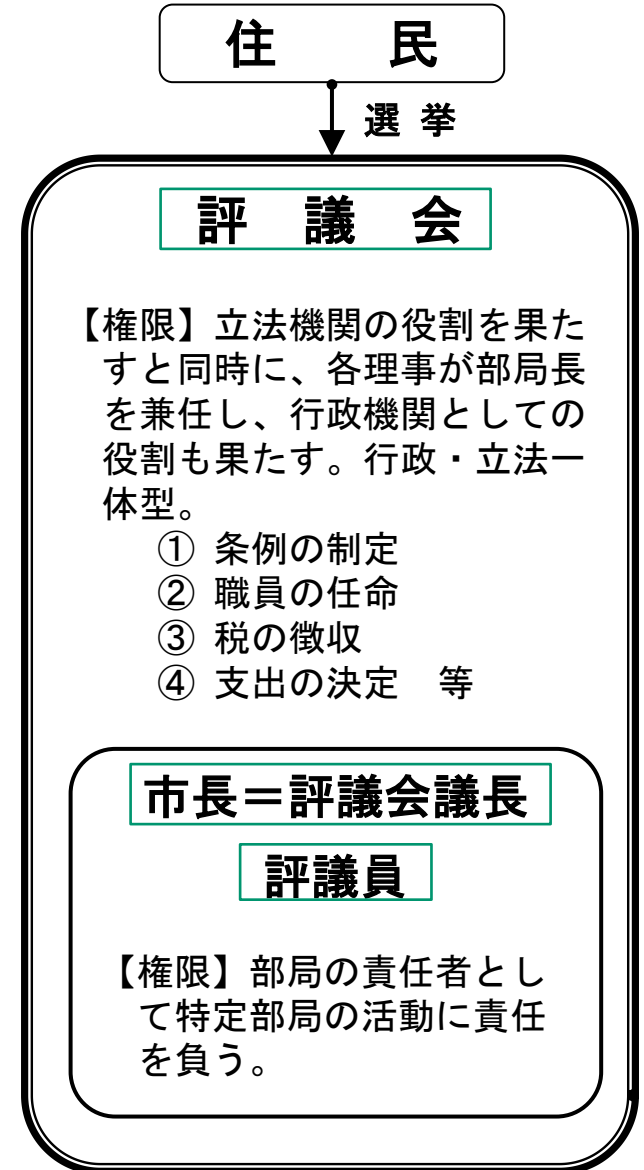
# (参考2-4) 議会—市長型以外の仕組み(アメリカの例)

## 議会—支配人型

(ヴァージニア州スタントン市の例)



## 評議会型



### 3 一部事務組合・広域連合に対する住民の意向の反映に関する視点

- 一部事務組合・広域連合には、住民の意向が反映しにくいといった指摘があるが、これをどのように考えるか。
- 住民の意向の反映という観点から、特に、一部事務組合・広域連合の議会のあり方をどのように考えるか。

#### 【参考】

##### ○ 第3回地方行財政検討会議における発言要旨

「一部事務組合等の議会が住民から遠いところに行ってしまう感がある。議会によっては、組合議会の内容を必ず構成自治体の議会の議事日程に上げて報告、質疑等を行っているところもあるが、これを制度化するかどうか論点の一つではないか。」

##### ○ 第一分科会・第2回会合における発言要旨

「一部事務組合をはじめとする自治体間が連携した場での議事、意思決定の議会がほとんど形骸化しているという現実がある。本当に機能する議会をどうつくるかということが非常に重要になる。」

##### ○ 一部事務組合・広域連合の直接請求制度

- ・ 一部事務組合 組合の規約により議員及び長が選挙人の直接投票により選挙され、かつ、両者の選挙権の要件が同一の場合は、直接請求も可能であるが、それ以外の場合はできないと解されている。
- ・ 広域連合 直接請求制度（条例の制定・改廃、事務監査、議会の解散、議会の議員の解職、長等の解職、  
構成団体への規約変更の要請）が法律で規定されている。（間接選挙の場合も適用。）

# (参考3-1) 一部事務組合・議会の開催状況

## 開催状況の概要

- 一部事務組合・広域連合の議会の開催状況は多様であるが、年に2～3回の会期を設け、1日ずつの開催という例が多い。

## 開催状況の例

例1) A県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村で構成。後期高齢者医療の事務を処理）

|             |   |
|-------------|---|
| H21. 8（1日間） | 11議案を処理（専決処分承認5件、決算認定1件、補正予算2件、共同設置規約変更2件、監査委員選任同意1件） |
| H22. 2（1日間） | 9議案を処理（条例改正5件、補正予算1件、予算2件、副連合長選任同意1件）                 |

例2) B衛生プラント組合（1市1町で構成。衛生プラントの設置及び運営事務を処理）

|             |   |
|-------------|---|
| H21. 8（1日間） | 4議案を処理（専決処分承認1件、決算認定1件、監査委員選任同意1件、補正予算1件）   |
| H22. 2（1日間） | 4議案を処理（専決処分承認1件、加入組合規約変更1件、監査委員選任同意1件、予算1件） |

例3) C広域連合（広域市町村圏単位で構成。広域計画の策定・実施、消防、ごみ・し尿処理、高齢者・障害者福祉施設の運営、介護保険等の事務を処理）

|              |   |
|--------------|---|
| H21. 5（7日間）  | 一般質問を実施、6議案を処理（専決処分承認1件、補正予算2件、条例改正2件、契約締結1件）                               |
| H21. 8（4日間）  | 15議案を処理（決算認定3件、共同設置規約変更1件、公の施設廃止1件、条例制定・改廃4件、事務委託規約廃止・変更2件、広域計画変更1件、補正予算3件） |
| H21. 11（7日間） | 5議案を処理（補正予算2件、条例改正3件）   |
| H22. 2（5日間）  | 一般質問を実施、9議案を処理（条例改正1件、事務委託規約変更1件、補正予算3件、予算3件、副管理者選任同意1件）                    |

※ いずれも、一部の一部事務組合・広域連合について聴き取り等により調査したものであり、網羅的に調査したのではない。

## (参考3-2) フランスのコミューン連合体制度

### 制度の概要

- フランスの地方自治体は、広域自治体であるレジオン、デパルتمان及び基礎自治体であるコミューンの3層構造となっている。基礎自治体であるコミューンは、36,793団体（2010.1現在）と極めて多く、約9割が2,000人未満（6割は500人未満）となっている。行財政基盤が脆弱であり、このため、コミューン間の広域行政組織（コミューン連合体（établissement public de coopération intercommunale (EPCI)。通称intercommunalité））が発達している。
- コミューン連合体には、部分的な事務の共同処理を行う「コミューン事務組合」や、広範な事務の共同処理のため固有財源（単一職業税、3税付加税等）を持つ「コミューン共同体」、「都市圏共同体」、「大都市共同体」などがある。
- コミューン連合体の議事機関の議員は構成コミューンの議会の議員から選出される。

### 地方公共団体改革法案

- 2009年10月、政府より「地方公共団体改革法案（Projet de Loi de Réforme des Collectivités territoriales）」が国会に提出され、現在、国会において審議中。
- 同法案においては、固有財源を持つコミューン連合体（intercommunalité à fiscalité propre）の議会の議員について、原則として、共同選挙方式（※）による直接選挙で選ぶこととしている。

※ 共同選挙方式（fléchage）

コミューン議会の選挙及びコミューン連合体議会の選挙を同時に同一名簿で実施し、名簿上位掲載当選者はコミューン連合体議会議員及びコミューン議会議員の立場を兼ねる一方、名簿下位掲載当選者はコミューン議会議員の立場のみを有するとするもの。

（出典） 「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向（九）－バラデュール委員会報告書と日仏の地方自治・地方分権に関する比較的考察－」（『地方自治』平成22年5月号）

## 4 一部事務組合・広域連合の機能と区分のあり方に関する視点

- 現行制度では、設置目的やその機能に応じ、広域連合と一部事務組合とを区分しているが、運用の状況を踏まえ、この意義をどのように考えるか。
- 広域連合については、国の出先機関から移譲される事務を処理する仕組みとして活用しようとする動きがあるが、これをどのように考えるか。

### 【参考】

#### ○ 第23次地方制度調査会答申「広域連合及び中核市に関する答申」（平成5年4月19日）（抜粋）

一部事務組合制度（中略）は、国又は都道府県から直接に権限移譲が受けられないこと、所掌事務の変更に自らのイニシアチブが発揮できないこと、組織が画一的であること等広域行政需要に対応する上での限界が指摘されている。したがって、（中略）国からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、新しい広域行政体制を制度化する必要がある。

#### ○ 広域連合制度の運用状況（平成20年7月1日現在）

・設置数等 設置数 1 1 1 （のべ構成団体 2, 3 2 3）

|                   |     |        |           |
|-------------------|-----|--------|-----------|
| 都道府県を構成団体を含むもの    | 3   | （構成団体数 | 1 1 8）    |
| 後期高齢者医療制度の事務を行うもの | 4 9 | （構成団体数 | 1, 8 1 9） |
| 介護保険制度の事務を行うもの    | 4 7 | （構成団体数 | 2 9 6）    |

・長・議会の議員の選出方法 全て間接選挙  
・直接請求制度の実施状況 実施例なし  
・権限移譲の要請等 都道府県への要請に基づき事務処理特例条例を改正した例 2件

#### ○ 全国知事会・国の出先機関原則廃止PT「国の出先機関の原則廃止に向けて（素案）」（平成22年5月20日）

複数都道府県にわたる広域事務の移管については、「広域連合」や「協議会」など既存の広域連携の制度を活用して対応することが可能である。一方で、「広域連合」制度については、設立や設立後の手続きに時間を要するなど機動性や簡便性の面で課題があるとの指摘があった。今後、こうした課題を踏まえて既存制度の見直しを進め、都道府県間の広域連携が一層促進されるよう国に法改正を働きかけていく。

# (参考4) 一部事務組合と広域連合の主な相違点

| 区 分        | 一部事務組合   | 広域連合   |
|------------|--|--|
| 団体の性格      | ・特別地方公共団体  | ・同左  |
| 構成団体       | ・都道府県、市町村及び特別区<br>・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ。                                | ・都道府県、市町村及び特別区   |
| 設置の目的等     | ・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理   | ・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。   |
| 処理する事務     | ・構成団体に共通する事務<br>・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない。                      | ・広域にわたり処理することが適当である事務<br>・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない。   |
| 国等からの事務移譲等 | -  | ・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。<br>・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部)を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。 |
| 構成団体との関係等  | -  | ・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。<br>・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。<br>・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。  |
| 設置の手続      | ・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。 | ・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)   |
| 直接請求       | ・法律に特段の規定はない。  | ・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。  |
| 組織         | ・議会—管理者(執行機関)<br>・複合的一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会の設置が可能。                       | ・議会—長(執行機関)  |
| 議員等の選挙方法等  | ・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。                                   | ・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。  |



# (参考4-2) 関西広域連合（仮称）設立について

現在、関西地域において、2府8県4政令市、経済団体等により構成する関西広域機構を中心として、「関西広域連合（仮称）」設立を目指した取組が行われている。

## ① 設立のねらい

地方分権改革の突破口、広域行政の展開、国の地方支分部局の事務の受け皿

## ② 基本方針

### ◎ まず一步を踏み出し、成長する広域連合

実現可能な事務から取り組みを開始し、実施する事務を順次拡大、国の事務移譲を狙う。

### ◎ 生活者重視の運営（東南海・南海地震等に備えた広域防災、ドクターヘリ等）

### ◎ 広域施策の核として既存事業を移管

関西広域機構（KU）の事務について、広域連合で実施した方が効率的なものは移管

## ③ 実施する事務

### < 設立当初 > 7分野

広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療連携、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修

### < 順次拡充する事務 >

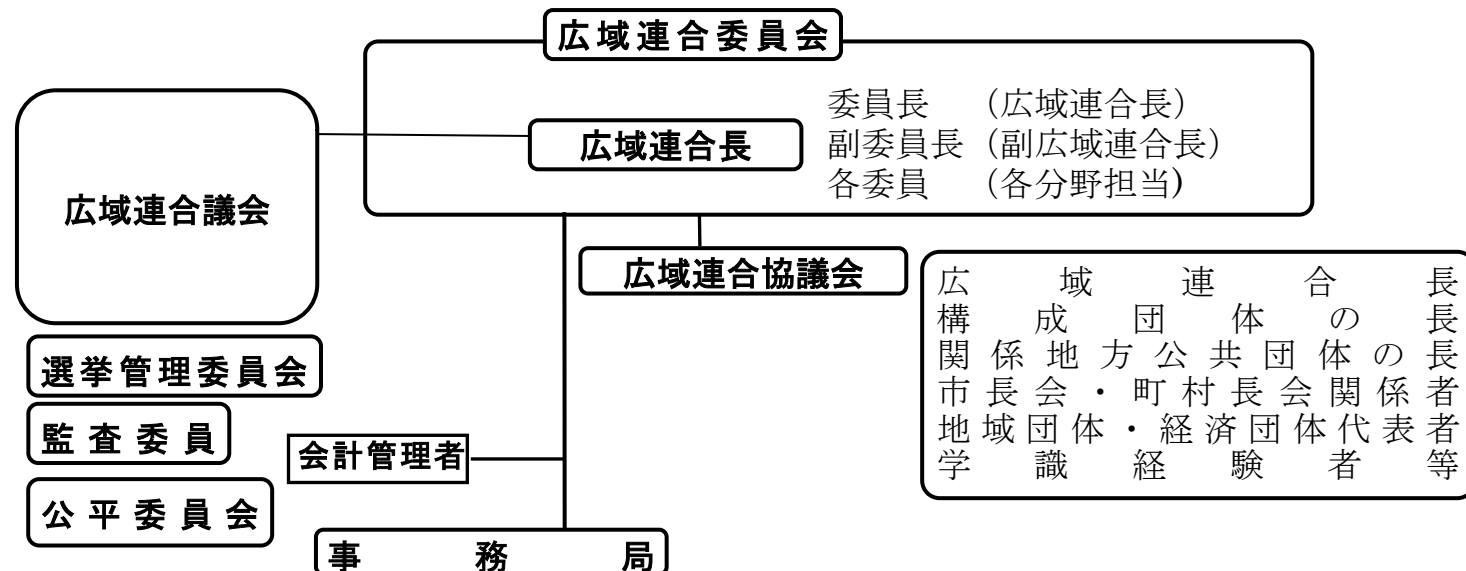
7分野の拡充と府県事務の切り出し等、新たな分野（交通・物流基盤整備、行政委員会事務）

### < 国の地方支分部局からの移譲事務 >

## ④ 当初参加予定団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## ⑤組織



## ⑥予算

- ・構成府県が負担する「分賦金」による（広域連合に課税権はない）。
- ・負担割合については、総務費については均等負担を原則に、各事業費については、人口など事業毎の受益に応じた客観的な指標により算定する。

## ⑦設立に向けたスケジュール

|          | 会議等                          | 内容                        |
|----------|------------------------------|---------------------------|
| 2009年 8月 | 分権改革推進本部第5回本部会議              | ・各府県等の取組状況報告<br>・「設立案」の協議 |
| 2010年 1月 | 分権改革推進本部設立準備部会<br>〔関係府県知事会議〕 | ・「設立案」の協議                 |
|          | 各府県議会                        | ・規約案の提案                   |